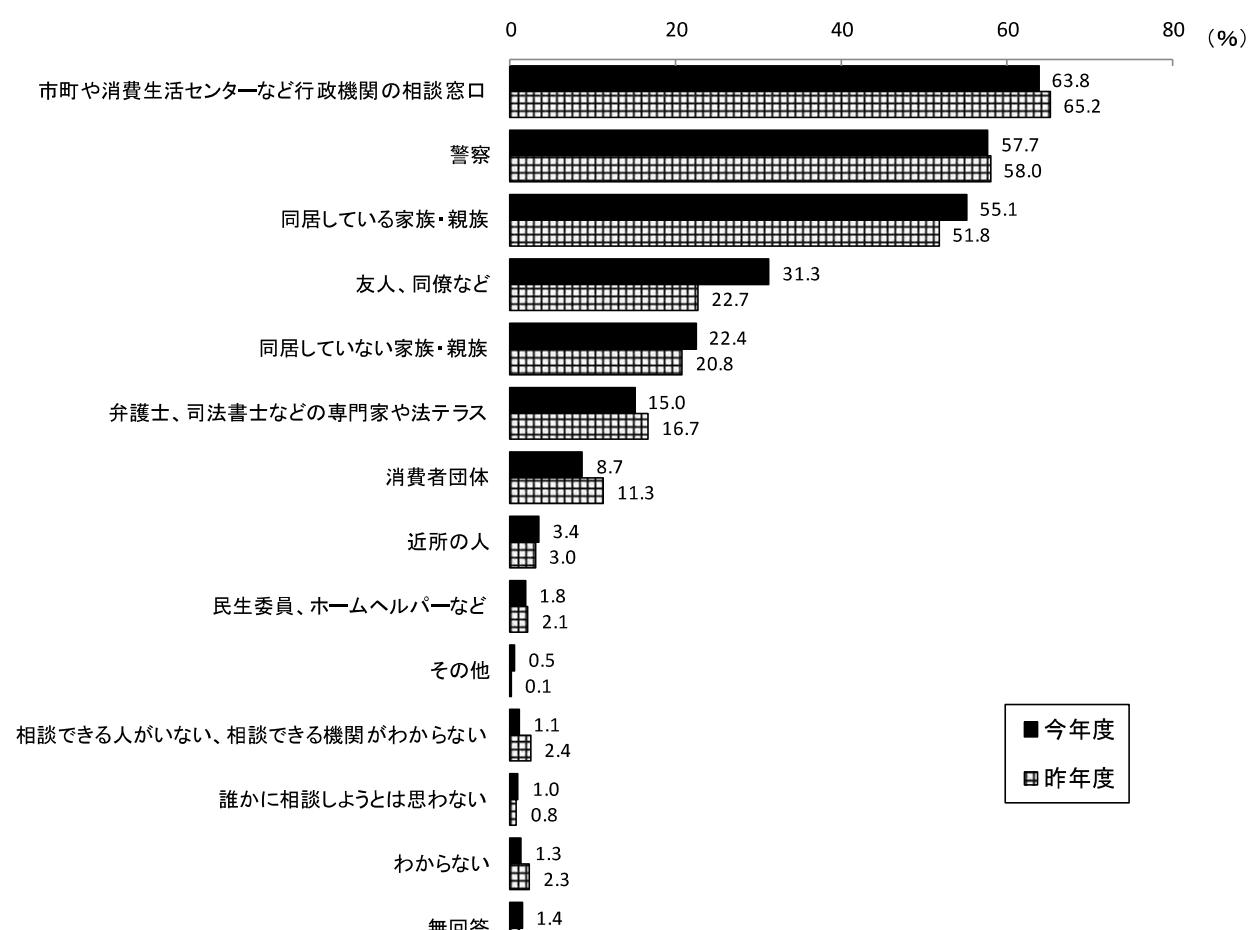


7. 消費生活に関するこことについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手

Q 7-1 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約を締結してしまった場合、誰に相談しようと思ひますか。(○はいくつでも)



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が 63.8% と最も高く、次いで「警察」が 57.7%、「同居している家族・親族」が 55.1% の順となっている。昨年度と比較すると、「友人、同僚など」が 8.6 ポイント、「同居している家族・親族」が 3.3 ポイントそれぞれ上昇し、「消費者団体」が 2.6 ポイント、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」が 1.7 ポイントそれぞれ低下している。